

百歳の長寿を祝って

町より、お誕生日に訪問し、「おめでとうございます。これからもお元気で過ごしてください」とお祝いの言葉と記念品をお贈りしました。

大正7年5月25日生まれ 瀧口 マス 様

ご家族によると、おらかな性格で、9人の子供たちを育てられたそうです。若い頃は買い物に興味で、洋服などの買い物を楽しまれたそうです。食べ物の好き嫌いは特になく、なんでも食べられるとのこと。普段は談笑されたりして過ごされています。長生きの秘訣は、多くの子供たちとにぎやかに過ごしたことだそうです。どうぞこれからも生き生きとお元気で過ごしてください。



大正7年5月28日生まれ 山下 ハル 様

若いころは看護師で、婦長をされていたこともあるそうです。ご家族によると明るく、前向きな性格で、若い頃の趣味は民謡とフラダンス、最近では編み物だそうです。長生きの秘訣は、伝統的な和食を食べることと好き嫌いをしないことだということです。(6月10日に逝去されました。心よりご冥福をお祈りいたします)



全国市町村教育委員会連合会表彰受賞 おめでとうございます

このほど、前教育委員の村上光子さんと野口真知子さんのお2人が、平成30年度全国市町村教育委員会連合会表彰を受賞されました。これは永年にわたり、教育委員として町の教育振興にご尽力されたとして表彰されたものです。



村上さん



野口さん

永年のご労苦に対し、心から敬意を表しますとともに、今後なお一層のご活躍とご健勝をお祈りいたします。

町民一斉清掃へのご協力 ありがとうございました



6月3日に実施いたしました「町民一斉清掃」は、町内全域で約10,000人の住民の皆さまに参加していただき実施することができました。

皆さまのご協力により、道路・公園・空き地などの除草や、側溝の清掃などを行うことができ、町内が大変美しくなりました。ご協力をいただき誠にありがとうございました。来年も6月の第1日曜日に実施する予定です。今後ともご協力をお願いいたします。

長与町保健環境連合会会長 饗庭 幸友
長与町役場住民環境課



平成30年度食生活改善功労知事感謝状



長与町食生活改善推進員協議会に「食生活改善功労知事感謝状」が授与されました。長年にわたり食生活改善事業に尽力し、他のモデルとなる優良な団体として、長崎県より表彰されました。



本協議会は岡嶋道子会長と30人の会員で、「私達の健康は私達の手で」を合言葉にボランティア活動を行っている団体です。平成3年長与町食生活改善推進員養成講座で第1期生が養成され、平成5年に協議会を発足。以降25年にわたり乳幼児から高齢の方までライフステージに合わせた幅広い地域の住民の方へ食生活改善や食育、健康増進のための活動を行っています。主な活動は、月に1度の学習会、母親を対象とした託児付の料理教室や子育てサロンでの野菜料理の紹介、小学生を対象にした夏休み・春休み子ども料理教室、親子を対象にしたおやこクッキング、中学生向けの郷土料理教室、自治会などへの生活習慣予防教室、健康料理教室の取組などを行っています。

一緒に活動してくれる方を随時募集しています。興味がある方は健康保険課健康増進係（☎801-5820）までお問い合わせください。

ご寄付をいただきました

この度、D'ステーション長与店様よりご寄付をいただきました。店長の金子さんとマスコットのズナッキーが来庁し、勝本教育長に目録を手渡されました。この寄付金は社会教育費に活用させていただきます。ありがとうございました。

第44回舟津ペーロン大会

5月27日、3地区（上・下・向）で競う、一般レースや子どもレースが行われました。レースの間には、今年端午の節句を迎えるお子さまをペーロン船に乗せるお披露目出走が行われ、健やかな成長を祈願しました。レース以外にも、お子さまからお年寄りの方まで集まって食事や会話を楽しみ、地域の絆がより一層深まりました。



第34回長与町ペーロン大会

問 長与町ペーロン保存会事務局 ☎090-7985-9799

時 8月5日@8時30分～ ※雨天決行
所 長与港（西側埋立地）



ご存じですか？児童扶養手当

問 こども政策課子育て支援係 ☎801-5886

児童扶養手当とは

父または母と生計を同じくしていない児童が、育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的とした手当です。



支給要件

次の条件にあてはまる18歳未満の児童（18歳到達日以後の最初の3月31日までの間にある者、または20歳未満で政令に定める程度の障害の状態にある者）を監護する父または母、または養育者に対して支給されます。

- | | |
|----------------------------|-------------------------------|
| ①父母が婚姻を解消した児童（事実婚解消を含む） | ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 |
| ②父または母が死亡した児童 | ⑦父または母が政令により引き続き1年以上拘禁されている児童 |
| ③父または母が政令で定める程度の障害の状態にある児童 | ⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童 |
| ④父または母の生死が明らかでない児童 | ⑨その他（棄児など） |
| ⑤父または母が引き続き1年以上遺棄している児童 | |

※次のいずれかに該当するときは、当該児童については支給されません。

- | | |
|---|---|
| ①日本国内に住所を有しないとき | ④父または母の配偶者（父または母が障害に該当している場合を除く）に養育されているとき |
| ②児童福祉法に規定する里親に委託されているとき | ⑤児童（社会）福祉施設（母子寮、保育所および精神薄弱児通園施設などを除く）に入所措置されているとき |
| ③父または母と生計を同じくしているとき（父または母が施行令別表第2に定める障害の状態にあるときを除く） | ⑥児童が少年鑑別所、少年院へ送致されているとき |

※平成26年12月から「児童扶養手当法」の一部が改正され、公的年金（遺族年金、障害年金、老齢年金、遺族補償など）を受給する方で、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当が受給できます。

全部支給の場合の手当額がそれぞれ下記のとおり改定されました

	改定前		改定後（平成30年4月～）	
	全部支給	一部支給	全部支給	一部支給
1人目	月額 42,290円	9,980円～42,280円	月額 42,500円	10,030円～42,490円
2人目加算	月額 9,990円	5,000円～ 9,980円	月額 10,040円	5,020円～10,030円
3人目以上加算	月額 5,990円	3,000円～ 5,980円	月額 6,020円	3,010円～ 6,010円

支給月 認定請求を受け付けた翌月から支給対象となります。

・4月（12～3月分） ・8月（4～7月分） ・12月（8～11月分）

※年に3回（4か月分ずつ） ※加算額が増額された分の支払いは平成30年12月支給から

◆手当額はそれぞれのご家庭の所得に応じて決定されます

◆児童扶養手当受給者（支給停止者を含む）は、毎年8月1日～31日までの間に、現況届の提出が必要です